

Weekly Accounting Review

2010年1月27日 (No.041)

株式会社エスネットワークス

会計・監査・税務に関する最新情報をお送りします。

【今週号のトピック】

- 会計①／「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正（案）の公表について
- 会計②／「非上場会社の会計基準に関する懇談会（仮称）の設置に向けて」の公表について
- 監査／日本公認会計士協会「会員に対する懲戒処分について」の公表について

【先週の特別損益等 I R】

- 株式会社ユーシン：製品補償引当金繰入額の計上
- 株式会社ソトー：固定資産売却益の計上
- 株式会社マーベラスエンターテイメント：コンテンツ資産の評価減（売上原価）の計上

【先週の会計監査人交代等 I R】

- 東和メックス株式会社

1. 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正（案）の公表について（1月20日）

金融庁は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正（案）を公表しました。

<http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100120-1.html>

改正前は2009年6月30日までに公表された国際会計基準が指定国際会計基準でしたが、今回の改正により、2009年12月31日までに公表された国際会計基準が指定国際会計基準となる見込みです。

ショート・コメント

指定国際会計基準とは、IFRSの任意適用に伴い、日本企業がIFRSを適用する際に適用する国際会計基準のことです。なお、当該改正案の意見募集は2月22日までとなっております。

2. 「非上場会社の会計基準に関する懇談会（仮称）の設置に向けて」の公表について（1月22日）

IFRS対応会議は、非上場会社の会計基準のあり方について検討する「非上場会社の会計基準に関する懇談会（仮称）」を設置することを提言しました。

https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/ifrs/20100122/index.jsp;jsessionid=FFBCE22C6E08BCA76B700B20551AFFD1

現状において、2009年6月に企業会計審議会から「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」が公表され、2015年には国際会計基準が適用される見込みです。しかしながら、当該会計基準は主に上場会社を前提として適用がなされるものであり、上場会社と資金調達の方法や関係者のニーズが異なる非上場会社が採用すべき会計基準についての議論についてなされておりました。また、会計基準は会社法上の配当可能利益及び法人税法上の課税所得の計算と関係するので、その点についても考慮した上での対応が必要となっております。このような理由により、当該懇談会を設置することとなっております。

また、当該懇談会は国際会計基準の適用が非上場会社への影響を回避又は最小限にとどめる必要があるという意見を踏まえ、非上場会社の会計基準を検討することを予定しております。

ショート・コメント

国際会計基準が上場会社及び非上場会社にどのように適用されるかで、金融機関がどのように会社を評価し、投資及び貸付の判断を行っていくかについても変化すると考えられます。よって、当該懇談会の意義は非常に高いと考えられます。

3. 日本公認会計士協会 「会員に対する懲戒処分について」の公表について（1月21日）

日本公認会計士協会は、「会員に対する懲戒処分について」を公表しました。

http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/post_1269.html

当該公表内容によると、一名の会員が2000年分から2006年分までの自己の所得税の確定申告において、架空の接待交際費等を計上することにより所得金額を28百万円不正に圧縮して申告したことが税理士法第37条の信用失墜行為の禁止に該当し、財務大臣から税理士業務の停止の懲戒処分を受けたことに伴い、会則第50条第2項第2号により会員に与えられた権利の停止3カ月の懲戒処分が行われております。

4. 先週の特別損益等IR（1月18日～1月22日）

（1）株式会社ユーシン（証券コード6985、東証一部）：製品補償引当金繰入額の計上【1月18日】

株式会社ユーシンは国内自動車の不具合対策費用として製品補償引当金繰入額706百万円を特別損失に計上することとしました。株式会社ユーシンの製品補償引当金繰入は、前回は第105期（2006年12月1日 - 2007年11月31日）で、金額は361百万円でした。なお、第107期（2008年12月1日 - 2009年11月31日）の決算短信における営業利益は1,166百万円であり、今回の製品補償引当金繰入は金額的に非常に影響の大きいものとなっております。

なお、株価は発表日終値536円から発表日翌日終値593円と57円上昇しております。

（2）株式会社ソトー（証券コード3571、東証・名証二部）：固定資産売却益の計上【1月20日】

株式会社ソトーは子会社である株式会社ソトープラザの保有する2006年5月に事業停止した工場用地の跡地（簿価134百万円）を455百万円で売却することに伴い、工場閉鎖損失引当金取崩益も含めて約400百万円の特別利益を計上することとなりました。

株式会社ソトーは上記事業停止に伴い、第 135 期（2005 年 4 月 1 日 - 2006 年 3 月 31 日）において、工場閉鎖損失引当金 202 百万円を計上しており、第 139 期第 2 四半期（2009 年 4 月 1 日 - 2009 年 9 月 30 日）における工場閉鎖損失引当金残高は 171 百万円となっております。

なお、株価は発表日終値 835 円から発表日翌日終値 830 円と 5 円下落しております。

（3）株式会社マーベラスエンターテイメント（証券コード 7 8 4 4、東証二部）：コンテンツ資産の評価減の計上【1月22日】

株式会社マーベラスエンターテイメントは、欧州・北米市場において、小売価格の大幅な低下や小売店の受注縮小により、市場の落ち込みが非常に加速しており、将来海外で販売する作品の販売減少リスクが拡大したことに伴い、デジタルコンテンツ資産の評価減 728 百万円を売上原価に計上することとなりました。2010 年 3 月期第 2 四半期報告書によると、2009 年 9 月 30 日現在のデジタルコンテンツ資産残高は 2,686 百万円であり、その約 4 分の 1 が評価減されることとなります。

なお、株価は発表日終値 15,000 円から発表日翌日終値 13,250 円と 1,750 円下落しております。

5. 先週の会計監査人交代等 I R（1月18日～1月22日）

東和メックス株式会社（証券コード 6 7 7 5、東証二部）【1月22日】

東和メックス株式会社は 2009 年 6 月に就任した会計監査人の永日監査法人が諸事情により解散することに伴い、永日監査法人と監査契約の解約合意書を締結しました。なお、東和メックス株式会社の監査は監査法人まほろばと永日監査法人が共に行っており、永日監査法人との監査契約解除後は、監査法人まほろばが引き続き監査を行います。

【本レポートに関するお問い合わせ先】

株式会社エスネットワークス 公認会計士 橋本 卓也

Tel:03-5573-4661 / t-hashimoto@esnet.co.jp